

〈国民年金保険料は2年分の前納が可能です〉

今まで口座振替でしかご利用いただけなかった2年前納が、平成29年4月から現金・クレジットカードでもご利用できます。ご利用される場合は申込が必要です。

▼現金（納付書）による前納

任意の月から翌年度末までの前納が可能になります。（最大で4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能）

※納付額が30万円を超える場合はコンビニでの納付はできません。

※5月以降に前納をする場合も年金事務所にご相談・お申し込みください。

▼クレジットカードによる前納

4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に納付いただきます。

▼口座振替（割引率が一番大きい納付方法です）

4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に納付いただきます。残高にご注意ください。

※現金・クレジットカードによる2年前納の申出は2月末までです。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

▼問 郡山年金事務所
☎024・932・3434

税金

〈登録や申告をお忘れではないですか〉3月31日までに運輸支局へ登録を

自動車税は、毎年4月1日（午前0時）現在で運輸支局の登録名義人である所有者（割賦販売による購入の場合は使用者）が、5月31日までに納めることになっています。

▼自動車税トラブル防止3か条
その1 抹消などの手続きは、3月31日までに運輸支局で行いましょう。

その2 転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で登録しましょう。

その3 納税証明書は車検証といっしょに大切に保管しましょう。

※登録手続を依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認しましょう。

▼問

自動車の登録について
東北運輸局福島運輸支局
☎050・5540・2015

自動車税について
県中地方振興局県税部
課税第二課
☎024・935・1261

暮らし

〈スプレー缶は「有害ごみ」です〉

「スプレー缶」、「カセットガスボンベ」、「使い捨てライター」などは「有害ごみ」として出してください。

中に残っているガスに引火して、ごみ収集車が火災になる恐れがあります。（ガスを

使い切って、黒のコンテナに出してください。）

皆さんの分別のご協力をよろしくお願いします。

有害ごみ（月1回収集）

※有害ごみは、「黒のコンテナ」に入れましょう！！

使い捨てライター



カセットガスボンベ



スプレー缶

▼問 住民課生活環境グループ

☎62・2147

〈マイナンバーカードの申請について〉

マイナンバーカードの申請は、随時、住民課窓口で受付しています。写真の無料撮影サービスも引き続き行っていますので、ぜひご利用ください。

▼申請時に必要なもの

通知カードおよび個人番号カード申請書

※紛失した場合は窓口でご相談ください。

▼本人確認書類 運転免許証・住民基本台帳カード・旅券・

身体障害者手帳・健康保険証・年金手帳・他受給者証など
いずれか2点以上

▼印鑑

▼住民基本台帳カード

※住民基本台帳カードをお持ちの方のみ

▼証明写真（6か月以内のもの縦4.5cm×横3.5cm）

※ご自身で準備される方のみ
★ご本人が窓口へお越しください。

★15歳未満の方は代理人の方も同行ください。

★マイナンバーカードの発行には、1か月半から2か月

程度かかります。

急ぎでマイナンバーを知りたい方は、住民課窓口で、マイナンバー入りの住民票（1通200円）を請求してください。マイナンバー入りの住民票は、原則、ご本人が同世帯の方のみ窓口で発行します。本人確認書類の提示と、提出先の確認などさせていただけますので、ご了承ください。

▼問 住民課住民グループ

☎62・8126

〈平成28年度臨時福祉給付金及び障がい・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請受付は28日までです〉

現在、平成28年度臨時福祉給付金及び障がい・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金を支給しています。

給付対象者には昨年9月に申請書を送付していますので、必要事項を記入のうえ、2月28日までに保健センター窓口へ提出、または返信用封筒で返送してください。

なお、申請受付期限までに申請がなかった場合は、支給できませんのでご注意ください。

▼問 保健センター

☎62・3166